

入札告示

中央区告示第 60 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則(平成4年規則第9号)第4条の規定に基づいて告示します。

令和7年 8 月 28 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-0012 札幌市中央区北 12 条西 23 丁目 2 番 5 号 S.D.C.北 12 条ビル 2 階
札幌市中央区土木部維持管理課事務係 電話 011-614-5800

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

令和7年度中央区街路灯基部補修業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年12月19日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる参加資格を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 令和7・8年度札幌市入札参加資格者名簿(工事・建設関連サービス・道路維持除雪)において、業種が大分類「工事」、中分類「土木 B または C」、所在地区分が「市内」として登録されている者であること。
- (3) 土木 B または C の工事について、元請としての施工実績があること。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
上記1に同じ。
- (2) 入札説明書の交付方法
上記 1 の場所にて交付する。また、中央区ホームページにて公開する。
(<https://www.city.sapporo.jp/chuo/keiyaku/ippankyousou/r7/20250828/index.html>)
- (3) 入札書の提出方法
下記(5)の指定日時及び場所において、紙入札方式により直接入札箱へ投函するか、下記(4)の期限までに持参又は送付により提出すること(電送による提出は認めない)。
- (4) 入札書の提出期限
令和 7 年 9 月 17 日(水)午後4時 00 分(送付の場合は必着のこと。)
- (5) 入札の日時及び場所
令和 7 年 9 月 18 日(木)午前 10 時 00 分
札幌市中央区北 12 条西 23 丁目 2 番 5 号 S.D.C.北 12 条ビル 2 階
札幌市中央区土木部維持管理課 維持管理課内会議室

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日

及び休日の場合は翌開庁日)までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札(有効な入札に限る。)をした者を落札候補者として、落札を保留の上下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査(事後審査方式)する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日は除く。)に、入札説明書に示す書類を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者とみなし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

(6) 詳細は入札説明書による。